魚津市告示第194号

特定教育・保育施設に係る行政処分について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第40条第１項の規定により特定教育・保育施設に係る行政処分を行ったので、同法第41条の規定により、次のとおり公示する。

令和８年10月26日

魚津市長　　村椿　晃

１　処分の内容

設置者の名称　社会福祉法人　天神保育園
施設の名称　　幼保連携型認定こども園天神保育園
施設の所在地　富山県魚津市東尾崎5471番地１
処分年月日　　令和８年10月22日
処分の内容　　確認の効力の一部停止（新規利用者の受入停止）
　　令和８年11月１日から令和９年３月31日までの間
施設の種類　　幼保連携型認定こども園

２　処分の理由

幼保連携型認定こども園天神保育園において、令和２年４月から令和７年３月まで、土曜保育を一部実施していないにも関わらず、「土曜日に閉所する場合」の適用申請（減算調整）を行わないまま教育・保育給付費を不正に請求し、受給した。

このことは、法第40条第１項第４号に規定する確認の効力の一部停止事由に該当する。